

使用者賠償責任が
2025年度に新設されました!!

毎月加入できます!!

2026年度版

ご加入にあたってのご注意 (続き)

〈代理店の業務〉

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

〈精算方法について〉

保険契約締結時の平均被用者数は最近の政府労災保険加入時の「労働保険概算・確定保険料申告書」に記載された人数、及び最近の会計年度1年間の全下請負人数に基づいて算出される以下「平均被用者数」により保険料を算出し、保険期間中および保険期間終了後の精算は原則行いません。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。使用者賠償責任保険で、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、保険会社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意 (先取特権)〉

●使用者賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

●被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

「平均被用者数」
最近の会計年度1年間の月別一日平均人数の合計数(12ヶ月分) ÷ 12ヶ月 = 一日平均被用者数(平均被用者数)
●被用者数には、最近の会計年度の貴社直属社員数および全下請負業者人数(事務、監督、作業員、臨時雇い)を含めます。

なお、ご申告いただいた平均被用者数が把握可能な最近の会計年度等の平均被用者数に不足していた場合には、申告いただいた平均被用者数に基づく保険料と実際の平均被用者数に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料・

客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

●もし事故が起きたときは

補償対象者が業務上の事由による身体障害(災害)を被ったとき(通勤災害を含む)は、遅滞なく、災害発生の日時・場所・状況、被用者の住所・氏名・身体障害の程度、その他の必要事項について、書面で取扱代理店である大林新星和不動産にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- (1) 使用者賠償責任保険において、示談交渉は必ず保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)等、事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただきます。また、保険会社が法定外補償規定を支払った場合において、被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、受領した保険金を被災した被用者またはその遺族に支払ったことを証明する書類(補償金受領書)のご提出が必要です。
- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●共同保険に関するご説明

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

●加入者証

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、**団体窓口、取扱代理店または引受保険会社**にご照会ください。加入者証が届きましたら、ご加入内容が正しいか確認くださいますようお願いいたします。

引受保険会社	東京海上日動火災保険(株)(幹事保険会社) (担当課) 建設産業営業部営業第一課 TEL 03-5223-3229
	あいおいニッセイ同和損保(株)、損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)
	2025年10月現在

このパンフレットは労働災害総合保険(法定外補償保険、使用者賠償責任保険)の概要について説明したものです。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯される特約条項によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願いいたします。

大林組協力会社災害防止協会会員の皆様へ

大林組協力会社災害防止協会 全国労災補償制度のご案内

〈労災上積みプラン(労働災害総合保険(法定外補償保険、使用者賠償責任保険))〉

大林組の工事だけでなく、全国の建設業者の工事での労災事故が補償の対象となります!

◆大林組以外の工事も対象に!◆

なお、この保険は大林組協力会社災害防止協会(以下「災防協」)会員の方々にご加入いただける補償制度です。

ご挨拶

大林組協力会社の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私共、建設工事に携わる者にとって、労働災害を撲滅することは、永遠の課題であり、社会的使命であります。皆様方におかれましても、常々、あらゆる災害防止活動にご尽力されていることと存じます。

さて、当協会では平成18年に労働災害の団体上積み補償保険として「全国労災補償制度」を発足させましたが、おかげさまで、加入手続きが簡単で*割安な保険料であるとのご好評を多数いただいております。

この制度は、大林組と取引のある企業であれば、当協会に入会することができ、この保険に加入することができます。現在、他の保険に加入されておられる企業におかれましては、当パンフレットにて、補償内容・負担費用等を比較ご検討いただき、是非ともご加入下さいますようお願い申し上げます。

*損害率による割引を適用の為、保険料が割安です。

大林組協力会社災害防止協会
会長 石沢正弘

継続加入の場合

2026年4月1日午後4時～
2027年4月1日午後4時の1年間

(中途加入の場合は、原則として毎月20日締切り、締切日の翌月1日(午前0時)から保険開始となります。なお、4月1日からの新規加入の場合は、2026年4月1日午前0時からの保険開始となります。)

保険
期間

大林組協力会社災害防止協会 本部事務局

取扱代理店
大林新星和不動産株式会社

加入申込書
提出先

更新申込締切日

- お振込みを希望される会員企業様
2026年1月30日必着
保険料お振込:2月20日まで
- 口座振替(JCB)会員企業様
2026年1月5日必着
保険料振替日:2月26日

中途加入締切日

- 毎月20日まで
 - ①中途加入申込書の到着、及び②保険料振込の確認が出来たものを受付
 - 保険期間は翌月1日(午前0時)～2027年4月1日午後4時まで
- なお、①または②のいずれかの到着が21日以降となった場合の保険加入時期は、翌月1日となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

取扱代理店

大林新星和不動産株式会社
保険事業第一部

東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟

TEL 03-6632-5762
FAX 03-6712-8582

大林組協力会社災害防止協会
本部事務局

東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟

取扱代理店

大林新星和不動産株式会社 大阪支店保険事業部
大阪市中央区本町1-8-12 オーク堺筋本町ビル 4F
TEL 06-4705-0250 FAX 06-6264-1661

取扱代理店

大林新星和不動産株式会社 札幌営業所
札幌市中央区北一条西2-9 オーク札幌ビル内
TEL 011-251-5320 FAX 011-252-7199

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決

できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241(全国共通)
受付時間:午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

25T-001107

大林組協力会社災害防止協会

2025年10月作成

全国労災補償制度

〈労災上積みプラン（労働災害総合保険（法定外補償保険、使用者賠償責任保険））〉

設立の趣旨と制度概要

※ 労災上積みプラン（法定外補償保険、使用者賠償責任保険）は、政府労災保険に加入していることがお引受けの前提となります。



現在、多くの企業が労働災害を被った従業員に対する法定外補償制度や、万一の場合に備えた遺族補償制度を導入し、労災補償制度の充実を図っています。

災防協におきましても、各会員企業の労災補償制度の充実を目的に、※ 割安な保険料かつ充実した全国制度の〈**労災上積みプラン**〉をご用意しています。

補償対象者（政府労災保険の「労働者」と同じです。および政府労災に特別加入している中小事業主・一人親方等を含む。）が、業務上または通勤途上の災害によって保険期間中に死亡または身体の障害（負傷、疾病、後遺障害）を被り、貴社が政府労災保険の上積み補償を行う場合に、その補償に対し保険金をお支払いします。（業務災害か否か等の認定については、政府労災保険の判定に準じます。）

※ 損害率による割引を適用の為、保険料が割安です。

労災上積みプランの特長

業務上のケガ・病
気（労災事故）を
補償します。

契約時に設定した
保険金額を限度と
して事業主にお支
払います。

業務上災害のみならず、
通勤途上の災害も対象です。
（通勤災害担保特約を
基本付帯）

政府労災保険が適用
される加入会社の全
従業員および加入会
社の業務に従業中
の下請会社の全従業員
等会員企業の国内の
補償対象者が対象と
なります。



無記名式で手続き
が簡単です。従業員
の名前を記入する
煩わしさが無い上
に、人数の増減によ
る中途での手続き
もありません。

※ 損害率による割引を
適用の為、保険料が
割安です。

保険料は全額経費
として損金処理が
可能です。

経営事項審査の加
点（ポイント）対
象です。

政府労災との関係

事業主の責任	保険制度		特 徴
 労災事故の発生 ↓ 事業主には民法上 および労働基準法 上の責任の負担が 重くのしかかります。	法定外補償 リスク	死亡・後遺障害 休業補償	①割安な保険料 損害率による割引を適用の為、保険料が 割安です。 ②被災者への補償給付金額（保険金額） 1,500万円から5,000万円（死亡・後遺障害 等級1～3級の場合）まで選択可能です。 ③被災者への休業補償保険金 給付基礎日額の20%が選択可能です。 政府労災の休業補償では、休業1日につき、 給付基礎日額の80%がお支払限度額です。 その差額の20%をお支払いいたします。
 使用者賠償 責任リスク	使用者賠償 責任リスク	使用者賠償責任	労働災害をめぐる高額判決・和解事例が増加 傾向となっておりますので、高額な賠償請求へ のリスク対策としての補償です。
法定補償	政府労災 （補償対象者）	特別加入制度 （中小事業主 一人親方）	政府の補償事業です。

加入対象会社（被保険者＝補償を受けることができる方）

大林組協会社災害防止協会の会員企業が加入対象（政府労災保険にご加入されていることが前提となります）
被保険者＝補償を受けることができる方は、以下の通りです。

〈法定外補償・休業補償〉

●大林組協会社災害防止協会の会員企業（政府労災保険にご加入されていることが前提）

〈使用者賠償責任〉

●大林組協会社災害防止協会の会員企業（政府労災保険にご加入されていることが前提）

●上記が法人である場合は、法人の業務に関する限りにおいて、その役員を含みます。

※ 役員：①法人税法上に規定する役員 ②雇用契約を解消し、新たに委任契約を締結した執行役員

補償対象者の範囲

〈法定外補償・休業補償〉

①加入会社の全従業員（臨時雇いを含む）

②加入会社の下請会社の全従業員（臨時雇いを含む。ただし中小事業主および一人親方等につきましては政府労災保
険に特別加入している場合に限る）

③加入会社の政府労災保険に特別加入している中小事業主等

〈使用者賠償責任〉

①加入会社の全従業員（臨時雇いを含む）

②加入会社の下請会社の全従業員（臨時雇いを含む。ただし中小事業主および一人親方等につきましては政府労災保
険に特別加入している場合に限る）

③加入会社の政府労災保険に特別加入している中小事業主等

ただし、加入会社の代表権を有する代表者（代表取締役・会長・社長・CEO等）および加入会社の一人親方本人は
対象外となります。

※対象となる従業員とは…

常雇いの従業員、アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなど会員企業の皆さまが加入している政府労災保険の給付の対象
となる従業員の全てを含みます。また、加入会社の業務に従事する加入会社の下請負人（一人親方、事業主本人等につい
ては政府労災保険に特別加入している場合のみ）およびその従業員についてもこの保険の対象となります。

※ 従業員、下請会社ともJV 工事の分担施工方式は対象となります。加入会社が元請となった共同施工方式は対象となりません。

※ 被保険者、補償対象者の範囲が、法定外補償・休業補償と使用者賠償責任では異なることをご注意ください。

対象となる事故

- 政府労災保険の給付が決定された労働災害について、貴社が政府労災に上乗せして給付する災害補償金について、保険金をお支払いします。業務災害・通勤災害の認定、後遺障害等級、休業日数の認定については、政府労災保険の判定に従います。
- 法定外補償保険金、傷病補償保険金、休業補償保険金は、全額、被災従業員またはその遺族にお支払いいただきます。なお、その際、領収証をお取り付けいただくことになります。
- 大林組以外からの請負工事に従事中の労災事故も対象となります。
- JV 工事では、分担施工方式での事故は対象となりますが、共同施工方式の事故は対象となりません。

加入タイプ&保険料一覧

今回更新いただく労働災害総合保険の具体的なプランにつきましては、下記保険料一覧表にてご確認ください。

〔ご注意〕 貴社が法定外補償規定を定めている場合は、給付限度額は法定外補償規定の範囲内となるプランをご選択ください。詳しくは 6 ページの「●お支払いする保険金に関するご注意事項および他の保険契約等がある場合のご注意事項」をご覧ください。

(補償対象者1名あたり)

タイプ	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型
障害の区分	給付限度額	給付限度額	給付限度額	給付限度額	給付限度額	給付限度額
死亡	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
後遺障害	1級	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	4,000万円
	2級	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	4,000万円
	3級	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	4,000万円
	4級	700万円	800万円	1,200万円	1,400万円	1,800万円
	5級	700万円	800万円	1,200万円	1,400万円	1,800万円
	6級	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	1,400万円
	7級	400万円	400万円	800万円	800万円	1,200万円
	8級	400万円	400万円	600万円	800万円	1,200万円
	9級	400万円	400万円	600万円	800万円	1,200万円
	10級	400万円	400万円	600万円	800万円	1,200万円
	11級	300万円	300万円	400万円	600万円	800万円
	12級	100万円	100万円	200万円	200万円	400万円
	13級	80万円	80万円	160万円	160万円	260万円
	14級	50万円	50万円	100万円	100万円	200万円
保険料(掛金)	1名につき	1名につき	1名につき	1名につき	1名につき	1名につき
月払	670円	780円	1,070円	1,300円	1,880円	2,190円
年払	8,040円	9,360円	12,840円	15,600円	22,560円	26,280円

休業補償 保険料

補償割合	給付基礎日額の20%
保険料(円) ※補償対象者1人あたり	
月払	1,730円
年払	20,760円

- ※ 死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- ※ 通勤途上の災害の給付限度額も同額となります。
- ※ 「給付限度額」とは、保険金額（ご契約金額）をいいます。

使用者賠償責任 保険料

タイプ(支払限度額)	①型	②型	③型	④型	⑤型	⑥型		
保険料(円) ※補償対象者1人あたり	10,000万円	年払	8,280円	8,160円	7,920円	7,800円	7,560円	7,440円

1名・1災害につき支払限度額 10,000万円 (免責 0万円) 保険料払込方法は年払のご契約のみに付帯可能

休業補償保険金

被保険者の補償対象者が労災事故により身体の障害を被り休業した場合、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して、1,092日を限度として1日につきあらかじめ設定した金額をお支払いします。

使用者賠償責任の設定その他の支払保険金の内訳

●法律上の損害賠償金

補償対象者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被災した補償対象者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金

※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

※ 法律上の損害賠償金は、正味損害賠償金額(*1)から免責金額を差し引いてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金 (賠償保険金)} = \text{正味損害賠償保険金 (*1)} - \text{免責金額}$$

(*1)「正味損害賠償金額」は、損害賠償金額から次の金額の合計額を差し引いた金額をいいます。

- ①政府労災保険等により給付されるべき金額
- ②自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③次のいずれかの金額
 - ・法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき支払うべき金額
 - ・法定外補償規定を定めていない場合は、法定外補償保険により支払われる保険金の額

●争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談等に要した費用も含まれます。）を支払います。

●求償権保全等費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きのために保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用を支払います。

●協力費用

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の要求に従い協力するために要した費用を支払います。

$$\text{費用保険金} = \text{争訟費用} + \text{求償権保全等費用} + \text{協力費用}$$

*費用保険金は、原則としてその全額が保険金の支払対象となります（支払限度額は適用されません。）
ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額(*1) > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 正味損害賠償金額(*1)」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

その他付帯特約

●傷病補償担保特約

補償対象者の身体障害の区分が政府労災保険の傷病等級1級から3級のいずれかに該当すると決定された場合に、傷病補償保険金を被保険者にお支払いします。（傷病補償保険金額は、タイプ表の後遺障害等級1～3級の給付限度額と同額です。）ただし、傷病の原因となった負傷または疾病が保険期間中に生じた場合に限りです。なお、傷病等級が決定された後に、身体障害の区分が死亡または後遺障害等級1級から14級に該当した場合であっても、死亡補償保険金および後遺障害補償保険金はいずれもお支払いできません。

●災害付帯費用担保特約（事業主が負担する各種費用を実費でお支払いいたします）

法定外補償保険金（この特約条項においては、死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害1級から7級までのいずれかに該当する後遺障害に対する法定外補償保険金に限りです。）を支払う場合に、あわせて災害付帯費用保険金をお支払いします。1補償対象者につき下記の金額を限度に被保険者に実費をお支払いするものです。

死亡の場合 / 200万円、後遺障害等級1級～3級の場合 / 50万円、4級～7級の場合 / 25万円

加入方法について

加入申込書に必要事項を明記・捺印の上、2026年1月30日までに取扱代理店である大林新星和不動産にご提出ください。なお、中途加入の場合には、保険料を20日までに振込みいただいたものが、翌月1日午前0時からの補償開始となります。



〈継続加入の場合〉

加入希望者
(災防協会員)

「全国労災補償制度労災上積みプラン加入申込書」に必要事項を記入

郵送

保険料を2月20日までに振込

更新申込締切日

■お振込みを希望される会員企業様
2026年1月30日必着
保険料お振込：2月20日まで

■口座振替（JCB）会員企業様
2026年1月5日必着
保険料振替日：2月26日

大林組協力会社
災害防止協会本部事務局
取扱代理店
大林新星和不動産株式会社

毎月20日締切

大林組協力会社
災害防止協会本部事務局
取扱代理店
大林新星和不動産株式会社

〈中途加入の場合〉

加入希望者
(災防協会員)

「全国労災補償制度労災上積みプラン加入申込書」に必要事項を記入

郵送

保険料を20日までに振込

※本制度は、中途脱退も可能です。詳しくは、取扱代理店にお問い合わせください。

保険料のお振込みについて

○ 下記口座宛にお振込みください。

全国労災補償制度 保険料振込口座

振込銀行：三菱 UFJ 銀行 品川駅前支店

預金口座：普通預金 2305142

口座名義：オオバヤシグミキョウリョクガイシャサイガイボウシキョウカイホンブ
大林組協力会社災害防止協会本部

インザワ マサヒロ
保険料口 会長 石沢 正弘

間違えない
ように
気を付けて!



〈継続加入の場合〉

○ 一時払の場合、2026年2月20日までに、所定の保険料をお振込みください。

○ 月払の場合、4月分保険料を2026年2月20日までに、5月分からは前月の20日までに翌月分の保険料を上記口座宛にお振込みください。

〈中途加入の場合〉

○ 一時払の場合、加入申込書提出締切日の月の20日までに所定の保険料をお振込みください。

○ 月払の場合、第1回目を加入申込書提出日の月の20日、第2回目からは、その翌月の20日までに上記口座宛に所定の保険料をお振込みください。

事故が発生した場合

事故が発生したときは、遅滞なく次の事項を取扱代理店である大林新星和不動産に必ずご通知ください。保険金のご請求方法をご連絡いたします。

- 被災者の氏名、住所、年齢、職種
- 災害発生の日時、場所、原因、状況 等

必ず連絡
してね!



ご加入にあたってのご注意

● 契約者と被保険者

この保険は、大林組協力会社災害防止協会（以下「災防協」といいます。）を保険契約者とし、災防協会員を被保険者とする労働災害総合保険（法定外補償保険、使用者賠償責任保険）の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である災防協が有します。災防協会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。保険金額等の設定は、高額医療費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

● お支払いする保険金

〈法定外補償保険金〉

補償対象者が、業務上の事由または通勤途上において保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して、次の保険金をお支払いします。

- ① 死亡補償保険金：補償対象者が労災事故により死亡した場合に、設定した死亡保険金額
- ② 後遺障害補償保険金：補償対象者が労災事故により後遺障害を被った場合に、設定した後遺障害保険金額（傷病補償保険金、災害付帯費用保険金については、パンフレット5ページをご覧ください。）
- ③ 休業補償保険金：補償対象者が労災事故により身体の障害を被り休業した場合、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して、1,092日を限度として1日につきあらかじめ設定した金額

※ 同一の従業員が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

〈使用者賠償責任保険金〉

使用者賠償：補償対象者が業務上の事由または通勤途上において保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

● お支払いする保険金に関するご注意事項および他の保険契約等がある場合のご注意事項

この保険によりお支払いする法定外補償保険金の額は、ご契約の給付限度額（保険金額）または法定外補償規定（災害補償規定など）を定めている場合はその補償金の額、法定外補償規定を定めていない場合は、補償対象者またはその遺族に支払われる補償金の額のいずれか低い額となります。なお、この保険契約と重複する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき法定外補償保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が法定外補償金額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・ 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・ 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害の額（法定外補償保険においては法定外補償金額）から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

● 保険金をお支払いできない主な場合

1. 法定外補償保険・使用者賠償責任保険 共通
 - (1) 政府労災保険の給付の対象とならない身体障害
 - (2) 保険契約者・被保険者または事業場責任者の故意に起因する補償対象者が被った身体障害
 - (3) 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動および地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する被用者の身体障害
 - (4) 風土病・職業性疾患 ※ による被用者の身体障害
 - (5) 石棉（代替物質を含みます）または石棉を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する身体障害

(6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用、またはこれらの特性に起因する被用者の身体障害 等

※ 「職業性疾患」とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し発病したことが明白なものをいいます。

2. 法定外補償保険のみ

- (1) 補償対象者の故意、重過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害
- (2) 補償対象者の故意の犯罪行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害

3. 使用者賠償責任保険のみ

- (1) 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
- (2) 被保険者が個人の場場合は、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (3) 賃金を受けない最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- (4) 労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額

● ご加入にあたってのご注意

〈告知義務〉

加入申込書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご確認ください。

〈通知義務〉

ご加入後に加入申込書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・ この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記の補償の対象となります。